

# 岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱

(目的)

**第1条** 県は、良好な住宅の建設及び流通の促進を図ることを目的として、自己の住宅を取得するために金融機関から必要な資金の貸付けを受けた者に対し、予算の範囲内で、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 金融機関 岐阜県指定金融機関等の指定（令和2年岐阜県告示第25号）に規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。
- 二 住宅建設等 自己の住宅の新築、建て替え又は購入（中古住宅を除く。）をいう。
- 三 中古住宅 売買契約時点で、竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことのある住宅をいう。
- 四 中古取得 自己の中古住宅の購入（当該購入に付随して実施する改修を含む。）をいう。
- 五 住宅建設等資金融資 金融機関又は知事が定める者（以下「金融機関等」という。）が独自で行う住宅建設等及び中古取得のための資金の貸付け（貸付金額が100万円以上かつ償還期間が10年以上のものに限る。）をいう。

(利子補給対象者)

**第3条** 利子補給金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

- 一 岐阜県内で自己の居住のための住宅建設等又は中古取得を行うこと。
- 二 都道府県税を滞納していないこと。
- 三 岐阜県が行う住宅建設等に関する他の補助金、貸付金及び利子補給金等の交付を受けていないこと。
- 四 住生活基本法（平成18年法律第61号）に規定する住生活基本計画（全国計画）に定める誘導居住面積水準以上の住宅建設等を行うこと。
- 五 別表第1に掲げる区分ごとに定める住宅要件を満たす住宅建設等又は中古取得を行うこと。
- 六 別表第2に掲げる区分ごとに定める世帯要件を満たすこと。
- 七 次に掲げる者でないこと。
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ロ 本人又はその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。）（以下「本人等」という。）が暴力団員であるなど、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）がその経営又は運営に実質的に関与している個人
  - ハ 使用人が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人
  - ニ 本人等が、第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人
  - ホ 本人等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人
  - ヘ 本人等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有して

いる個人

ト 本人等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人

(利子補給金の交付の対象となる経費)

**第4条** 利子補給金の交付の対象となる経費は、住宅建設等資金融資を受けた額（500万円を限度とし、10万円未満の端数のあるときは、これを切り捨てた額）に対する利子（延滞利子を除く。）とする。

(利子補給金の額)

**第5条** 利子補給金の交付は、住宅建設等資金融資に係る第1回目の償還日から起算して5年間行うものとし、その額の算定方法は、別表第3に定めるとおりとする。

2 住宅建設等資金融資の償還につき、繰上償還を行った場合の利子補給金の額は、当該繰上償還により残った元金（以下「残元金」という。）が500万円以上のときは、前項の規定により算定した額（既交付済みの利子補給金の額を除く。）とする。ただし、残元金が500万円未満のときは、残元金を500万円を除して得た額に、当該繰上償還を行った日以後に交付することとしていた利子補給金の額を乗じて得た額とする。

(利子補給の申込み)

**第6条** 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式による申込書（以下「申込書」という。）を作成し、住宅建設等資金融資を受ける金融機関等を経由して、知事に提出しなければならない。

2 前項の申込書の提出期間は、知事が別に定める。

(利子補給承認決定等)

**第7条** 知事は、申込書を受理したときは、その内容を審査し、利子補給の承認又は不承認を決定し、その旨を申請者及び金融機関等に通知するものとする。

(利子補給の変更申込み)

**第8条** 前条の規定により承認を受けた者（以下「被承認者」という。）は、申込書に記載した内容に変更が生じたときは、別記2号様式による変更申込書（以下「変更申込書」という。）を作成し、遅滞なく、住宅建設等資金融資を受ける金融機関等を経由して、知事に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による変更申込書の提出があった場合に準用する。

(金融機関等への委任)

**第9条** 被承認者は、利子補給の申込み、利子補給金の交付申請、実績報告、利子補給金の交付請求、利子補給金の受領等の規則及びこの要綱に基づく事務（以下「交付請求事務」という。）を金融機関等に委任することができる。

2 被承認者は、前項の規定により交付請求事務を委任しようとするときは、委任状（別記第3号様式）を金融機関等を経由して知事に提出しなければならない。

(利子補給金の交付申請)

**第10条** 利子補給金交付申請書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

2 利子補給金交付申請書の添付書類は、知事が別に定める。

- 3 利子補給金交付申請書の提出期限は、被承認者が金融機関等と、毎年4月1日から9月30日までの間に金銭消費貸借契約（以下「契約」という。）を締結したときは当該年の11月30日とし、10月1日から翌年の3月31日までの間に契約を締結したときは翌年の5月31日とする。ただし、知事が提出期限を別途指定した場合は、この限りでない。

（利子補給金の変更交付申請）

**第11条** 被承認者は、交付申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更交付申請書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

**第12条** 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書の提出期限は、被承認者が、毎年4月1日から9月30日までの間に住宅建設等資金融資に係る償還を行ったときは翌年の2月20日とし、10月1日から翌年の3月31日までの間に償還を行ったときは翌年の8月20日とする。ただし、知事が提出期限を別途指定した場合は、この限りでない。
- 3 知事は、実績報告書の提出に先立ち、別途償還状況の確認をすることができるものとする。

（利子補給金交付請求書）

**第13条** 利子補給金交付請求書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

（利子補給金交付の打ち切り）

- 第14条** 知事は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、利子補給金の交付を打ち切るものとする。
- 一 第5条第2項に規定する残元金が全額償還されたとき。
  - 二 被承認者が死亡したとき。

（暴力団の排除）

- 第15条** 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第3条第7号の規定に該当しないときは、知事は、その者に対して、利子補給金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条第7号の規定に該当しないことが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、利子補給金の交付決定を取り消すものとする。
  - 3 前項の場合において、既に利子補給金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により、利子補給金の返還を命ずるものとする。

（雑則）

**第16条** この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、昭和61年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、昭和62年度以降の交付申請に係る利子補給金について適用し、昭和61年度より前の交付申請に係る利子補給金に

については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年6月20日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、昭和63年度以降の交付申請に係る利子補給金について適用し、昭和62年度より前の交付申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、平成元年度以降の交付申請に係る利子補給金について適用し、昭和63年度より前の交付申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月13日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、平成4年度以降の交付申請に係る利子補給金について適用し、平成3年度より前の交付申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年5月9日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、平成6年度以降の交付申請に係る利子補給金について適用し、平成5年度より前の交付申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年5月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、平成7年度以降の交付申請に係る利子補給金について適用し、平成6年度より前の交付申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月9日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、平成8年度以降の交付申請に係る利子補給金について適用し、平成7年度より前の交付申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年10月12日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年10月2日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県福祉対応型住宅建設資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、な

お従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月25日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用する。

3 前項の規定に関わらず、平成26年9月30日までの申し込みに係る利子補給金については、従前の例によることができる。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用する。

3 前項の規定に関わらず、住宅要件において、省エネルギー対策等級2以上の建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅に係る利子補給金については、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和元年11月22日改正)

1 この要綱は、平成31年4月1日(以下「適用日」という。)以後に締結する契約に係る利子補給金について適用し、適用日前に締結した契約に係る利子補給金については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、適用日前に締結した契約に係る利子補給金についても、この要綱の規定(第2条、第3条、別表第1及び別表第2を除く。)を適用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用する。

3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙は、当面の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第 1 (第 3 条関係)

区分	住 宅 要 件
こそだて ゆうゆう 住宅	<p>住宅建設等の場合、次のいずれか（知事が定める者と金銭消費貸借契約を締結して取得した住宅にあっては、(3)）に該当する住宅であること。</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書（以下「建設住宅性能評価書」という。）の交付を受けた住宅で劣化対策等級 2 以上及び断熱等性能等級 2 以上又は一次エネルギー消費量等級 4 以上に該当するものであること。</p> <p>(2) フラット 3 5 適合証明書の交付を受けた住宅であること。</p> <p>(3) 独立行政法人住宅金融支援機構証券化支援事業による住宅ローン（フラット 3 5）を利用して取得される住宅であること。</p> <p>中古取得の場合、次のいずれか（知事が定める者と金銭消費貸借契約を締結して取得した住宅にあっては、(3)）に該当する住宅であること。</p> <p>(1) 次のア及びイを満たす住宅であること。</p> <p>ア 劣化事象なしとして次のいずれかに該当する住宅であること。</p> <p>(ア) 既存住宅状況調査技術者が、インスペクションを実施した結果、「劣化事象なし」と判断した住宅</p> <p>(イ) 売買契約の締結までに既存住宅用の住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書（以下「現況検査・評価書」という。）の交付を受けた住宅で現況検査により認められる劣化等の状況が全て a 判定であるもの</p> <p>イ 耐震性を有するものとして次のいずれかに該当する住宅であること。</p> <p>(ア) 新耐震基準による住宅（1981（昭和 56）年 6 月 1 日以降に新築された住宅をいう。）</p> <p>(イ) 耐震診断により耐震性（<math>I_s \geq 0.6</math> かつ <math>q \geq 1.0</math>（木造の場合は、<math>I_w \geq 1.0</math>））が確認された住宅</p> <p>(ウ) 建設住宅性能評価書又は現況検査・評価書の交付を受けた住宅で耐震等級（構造躯体の損傷防止）1 以上に該当するもの</p> <p>(エ) 新築時にフラット 3 5 適合証明書の交付を受けた住宅</p> <p>(オ) 住宅取得日前 2 年以内に既存住宅売買瑕疵保険の契約が締結された住宅</p> <p>(カ) 住宅取得日前 2 年以内に耐震基準適合証明書の交付を受けた住宅</p> <p>(2) 売買契約の締結までにフラット 3 5 適合証明書（中古住宅用）の交付を受けた住宅であること。</p> <p>(3) 独立行政法人住宅金融支援機構証券化支援事業による住宅ローン（フラット 3 5 又はフラット 5 0）を利用して取得される住宅であること。</p>

<p>高齢者同居 等住宅</p>	<p>住宅建設等の場合、次のいずれか（知事が定める者と金銭消費貸借契約を締結して取得した住宅にあっては、(3)）に該当する住宅であること。</p> <p>(1) 建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅で劣化対策等級 2 以上、断熱等性能等級 2 以上又は一次エネルギー消費量等級 4 以上及び高齢者等配慮対策等級 3 以上に該当するものであること。</p> <p>(2) フラット 3 5 適合証明書の交付を受けた住宅（優良住宅取得支援度（フラット 3 5 S）バリアフリータイプの基準に適合するものに限る。）であること。</p> <p>(3) 独立行政法人住宅金融支援機構証券化支援事業による住宅ローン（フラット 3 5 又はフラット 5 0）を利用して取得される住宅（優良住宅取得支援制度（フラット 3 5 S）バリアフリータイプの基準に適合するものに限る。）であること。</p> <p>中古取得の場合、劣化状況・耐震性について(1)から(3)までのいずれか（知事が定める者と金銭消費貸借契約を締結して取得した住宅にあっては、(3)）及びバリアフリー性について(4)から(6)までのいずれか（知事が定める者と金銭消費貸借契約を締結して取得した住宅にあっては、(6)）に該当する住宅であること。</p> <p>(1) 次のア及びイを満たす住宅であること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 劣化事象なしとして次のいずれかに該当する住宅であること。</p> <p style="margin-left: 4em;">(ア)既存住宅状況調査技術者が、インスペクションを実施した結果、「劣化事象なし」と判断した住宅</p> <p style="margin-left: 4em;">(イ)売買契約の締結までに現況検査・評価書の交付を受けた住宅で現況検査により認められる劣化等の状況が全て a 判定であるもの</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 耐震性を有するものとして次のいずれかに該当する住宅であること。</p> <p style="margin-left: 4em;">(ア)新耐震基準による住宅（1981（昭和 56）年 6 月 1 日以降に新築された住宅をいう。）</p> <p style="margin-left: 4em;">(イ)耐震診断により耐震性（<math>I_s \geq 0.6</math> かつ <math>q \geq 1.0</math>（木造の場合は <math>I_w \geq 1.0</math>））が確認された住宅</p> <p style="margin-left: 4em;">(ウ)建設住宅性能評価書又は現況検査・評価書の交付を受けた住宅で耐震等級（構造躯体の損傷防止）1 以上に該当するもの</p> <p style="margin-left: 4em;">(エ)新築時にフラット 3 5 適合証明書の交付を受けた住宅</p> <p style="margin-left: 4em;">(オ)住宅取得日前 2 年以内に既存住宅売買瑕疵保険の契約が締結された住宅</p> <p style="margin-left: 4em;">(カ)住宅取得日前 2 年以内に耐震基準適合証明書の交付を受けた住宅</p> <p>(2) 売買契約の締結までにフラット 3 5 適合証明書（中古住宅用）の交付を受けた住宅であること。</p> <p>(3) 独立行政法人住宅金融支援機構証券化支援事業による住宅ローン（フラット 3 5 又はフラット 5 0）を利用して取得される住宅で</p>
----------------------	---



あること。

- (4) 岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱に規定するバリアフリー改修工事を実施済みであること。
- (5) 建設住宅性能評価書又は現況検査・評価書の交付を受けた住宅で高齢者等配慮対策等級3以上に該当するものであること。
- (6) 新築住宅用又は中古住宅用のフラット35適合証明書の交付を受けた住宅（優良住宅取得支援制度（フラット35S）バリアフリータイプの基準に適合するものに限る。）であること。

別表第2（第3条関係）

区分	世帯要件	
こそだて ゆうゆう 住宅	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 18歳未満の子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を含む。以下「子」という。）が2人以上いる世帯が同居すること。</p> <p>(2) 子が1人いる親子と子の祖父母（祖父又は祖母のいずれか一方の場合を含む。）とが、同一の住所地での居住（以下「三世代同居」という。）又は直線距離で2km以内の場所での居住（以下「三世代近居」という。）（以下「三世代同居・近居」という。）をすること。</p>	
高齢者同居等住宅	<p>高齢者同居住宅</p>	<p>満60歳以上の者とその親族が同居すること。</p>
	<p>障がい者同居住宅</p>	<p>次のいずれかに該当する障がい者とその親族が同居すること。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく4級以上の身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>(2) 岐阜県療育手帳に関する規則（平成12年岐阜県規則第72号）に基づく最重度、重度又は中度の療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(3) 恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ3に定める第1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳を交付された者</p>

別表第3 (第5条関係)

<利子補給額の算定>	$\text{利子補給額 (円)} = \text{A} \times \frac{\text{B}}{10} \times \text{C}$
<p>A : 下記利子補給金早見表による1ヶ月の標準利子補給額 (円)</p> <p>B : 利子補給対象額 (万円)</p> <p>C : 住宅建設等資金融資の償還期限が到来したもので償還済みのものの属する月数</p>	

利子補給金早見表 (10万円当たり)

償還期間	金額			
	1月分(円)	6ヶ月分(円)	1年分(円)	総額(円)
10年以上15年未満	64	384	768	3,840
15年以上20年未満	71	426	852	4,260
20年以上25年未満	75	450	900	4,500
25年以上	77	462	924	4,620

別記

第1号様式（第6条関係）

金融機関記入欄			
取扱金融機関名・店舗名		整理番号	
受付年月日		確認印	

# 岐阜県 個人住宅建設等資金・中古住宅流通 利子補給制度申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

申込者 氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

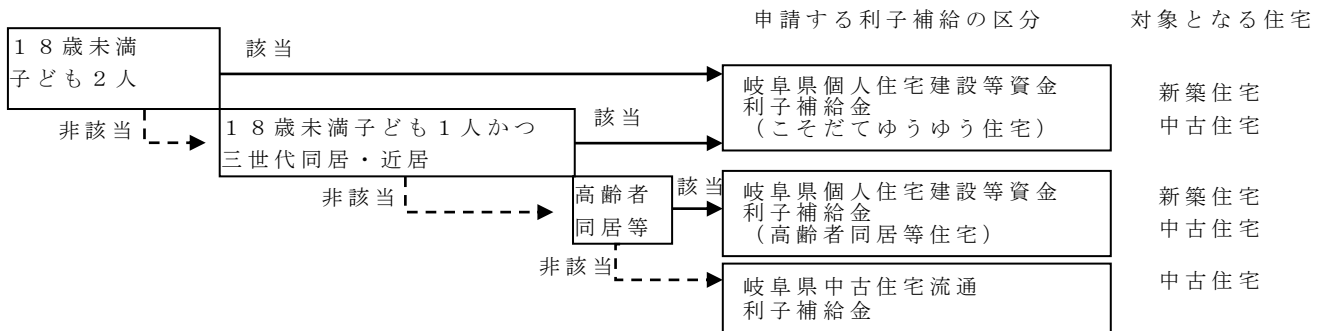
氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

家族の構成	同居する世帯人数 (本人を含む。) (基準日時点(裏面参照)でご記入ください。)	人	3歳未満の者の人数	人
			3歳以上6歳未満の者の人数	人
			6歳以上10歳未満の者の人数	人
			10歳以上18歳未満の者の人数	人
	同居する世帯人数のうち高齢者等の有無 (いずれかに○)		1 高齢者同居      2 障がい者同居      3 該当なし	
	三世代の同居等の有無 (いずれかに○)		1 親子と子の祖父母が同一住所地に居住 (三世代同居) 2 親子と子の祖父母が直線距離で2km以内に居住 (三世代近居) 3 該当なし	

次のフローチャートに従い、申請する利子補給の区分に○をつけてください。

(参考)



岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金  
 岐阜県中古住宅流通利子補給金

} の交付を受けたいので、同交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

住宅の概要	工事等種別 (いずれかに○)	1 新築一戸建て住宅      3 新築共同建て住宅 2 中古一戸建て住宅      4 中古共同建て住宅
	住宅の延べ面積	m <sup>2</sup>
	住宅建設地	岐阜県

資金計画	総工事費	金融機関からの借入額	自己資金	その他借入額
	円	円	円	円

金融機関からの借入条件	返済期間	借入年利率	第1回償還(予定)年月日	借入年月日
	年	%	年 月 日	年 月 日

新築住宅用 適用基準 (いずれかに○)	適用基準証明日 (フラット35・フラット50適合証明日又は建設住宅性能評価書の の交付年月日をご記入ください。)		年 月 日
	1 フラット35・フラット50適合住宅 (高齢者同居等住宅の場合は フラット35S バリアフリー性 適合)	2 建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅※ a 劣化対策等級 級 b 断熱等性能等級 又は一次エネルギー消費量等級 級 c 高齢者等配慮対策等級 級 ※ 番号に○を付けたうえ、該当する等級を記入してください。 高齢者同居等住宅の場合は高齢者等配慮対策等級を記入してくださ い(3等級以上であること。)	
中古住宅用 適用基準	適用基準証明日 (既存住宅状況調査報告書(劣化事象なし)の調査実施日、中古住 宅のフラット35・フラット50適合証明日又は現況検査・評価 書の交付年月日をご記入ください。)		年 月 日
	劣化状況 (いずれかに○)	1 既存住宅状況調査技術者が、インスペクションを実施した結果、「劣化事象なし」と判断した住宅 2 売買契約の締結までに現況検査・評価書(劣化の状況が全てa判定)の交付を受けた住宅 3 売買契約の締結までに中古住宅用のフラット35適合証明書の交付を受けた住宅	
	耐震性 (いずれかに○)	1 新耐震基準による住宅(1981(昭和56)年6月1日以降の新築) 2 耐震診断により耐震性( $I_s \geq 0.6$ かつ $q \geq 1.0$ (木造の場合は、 $I_w \geq 1.0$ ))が確認された住宅 3 建設住宅性能評価書又は現況検査・評価書(耐震等級(構造躯体の損傷防止)1以上)の交付を受 けた住宅 4 新築住宅用又は中古住宅用のフラット35適合証明書の交付を受けた住宅 5 住宅取得日前2年以内に既存住宅売買瑕疵保険の契約が締結された住宅 6 住宅取得日前2年以内に耐震基準適合証明書の交付を受けた住宅	
	バリアフリー性 (高齢者同居等住宅 の場合のみ、いづれ かに○)	1 岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱に規定するバリアフリー改修(別表1のうち2項 目以上改修及び段差解消又は手すり設置)が実施済みである住宅 2 建設住宅性能評価書又は現況検査・評価書(高齢者等配慮対策等級3以上に該当)の交付を受けた 住宅 3 新築住宅用又は中古住宅用のフラット35適合証明書(フラット35Sバリアフリータイプに該当 )の交付を受けた住宅	

※基準日とは、ローン契約締結日と次のいずれかの日のうち遅い日のことです(岐阜県個人住宅資金利子補給制度事務処理要領第3)。

住宅建設等(新築住宅)の場合

- ・フラット35適合証明書(新築住宅用)の適合証明日
- ・建設住宅性能評価書の交付年月日

中古取得の場合

- ・フラット35適合証明書(中古住宅用)の適合証明日
- ※ 適合証明日は、売買契約締結日前であること。

- ・現況検査・評価書の交付年月日

※ 交付年月日は、売買契約締結日前であること。

- ・劣化事象なしと判断された既存住宅状況調査報告書又は長期優良住宅化リフォーム推進事業現  
況検査チェックシートの調査実施日又は現況検査日

第2号様式（第8条関係）

{ 岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン } 利子補給変更申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
氏 名  
TEL ( ) -

さきに、承認を受けました申込書の内容について、下記のとおり変更を生じましたので、

{ 岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン } 利子補給金交付要綱第8条の規定により変更承認の

申込みをします。

記

整理番号		氏 名	
承認番号		承認番号	
変更事項			
変更前			
変更後			
理 由			
変更年月日			

取扱金融機関証明欄

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

取扱金融機関・店舗名

# 委任状

私は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{岐阜県個人住宅建設等資金} \\ \text{岐阜県中古住宅流通} \\ \text{岐阜県住宅リフォームローン} \end{array} \right\}$  利子補給金を受けたいので、

を代理人と定め、利子補給の申込み、  
利子補給金の交付申請、実績報告、交付請求、受領等に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

(委任者)

住 所

氏 名

承認番号



(受任者)

所在地

氏 名



岐阜県知事 様

利子補給金 振込口座	金融機関名	店 舗 名	口座 種別	口 座 番 号
			普通 当座	

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金交付申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

年度

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金のおとり交付され

たく岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 交付申請計算書・・・・・・・・別紙のおとり
- 3 金銭消費貸借契約書の写し









第6号様式（第12条関係）

（ 岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン ） 利子補給金実績報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

年 月から 年 月までの岐阜県 （ 岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン ） 利子補給金

について、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

償 還 状 況 調 査 表

交付要綱の区分	詳細区分	金融機関名	整理番号	承認番号	利子補給対象者氏名	交付請求額	支店名	口座種別	口座番号	備 考
合 計										

(償 還 状 況)

上記の者は、 4 年 ・ 月から 9 年 ・ 月までの間、所定の金額を償還したことを証明する。  
10 3

年 月 日

金融機関名

（ 岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン ） 利子補給金交付請求書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
氏 名

（ 岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン ） 利子補給金の交付を下記のとおり請求します。

記

交 付 請 求 額	金 円
-----------	-----

金 融 機 関 名	預 金 種 別	口 座 番 号
	普 通	
	当 座	
	別 段	

県 記 入 欄

額 の 確 定 年 月 日	年 月 日	
番 号		

額 の 確 定 額	金 円
-----------	-----

発行責任者

担 当 者

連 絡 先